

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 価格調整金に対する課税

課税の概要

3 月 31 日付の毎日新聞は、フォスター電機株式会社（以下 F 社）が子会社に対する価格調整金による約 9 億円の所得隠しを国税局に指摘されたと報じました。F 社は音響機器・電子機器の受託製造業者（EMS）です。

報道によると、問題となった価格調整金は、材料価格の高騰により子会社の経営状況が悪化したため、子会社より請求のあった 9 億円¹を F 社が 12 年 3 月期に経費処理したものです。また、価格調整金支出の根拠とされた 12 年 3 月 30 日付の覚書は、東京国税局の調査によって 12 年 4 月に作成されていたことが判明したとされています。

価格調整金とは

価格調整とは、既に行われた国外関連取引に係る対価の額を事後に移転価格上適正な価格（独立企業間価格）に変更することです。価格調整金等の取引には、「合理的な理由に基づく取引価格の修正」であることが求められます。合理性の検討は、支払等に係る理由、事前の取決めの内容、算定の方法及び計算根拠、支払等を決定した日、支払等をした日に関し行うものとされ、合理性が無い場合は寄附金課税の適用が税務調査において検討されます（移転価格事務運営指針 2-20）。

具体的な指針は“移転価格税制の適用にあたっての参考事例集事例 26 に示されています。ここでは、事前取決めに要する事例と、取決めに要しない事例が示されています。

① 事前取決めに必要な場合

事例 26 の前提条件 1 では、類似する価格調整金取引が非関連者間でも行われている（比較対象取引が有る）ケースを例示し、このような場合には、事後の取決めに より遡及して取引価格を修正しても、「合理的な理由に基づく取引価格の修正」にあたるとしています。

② 事前取決めに必要な場合

TNMM（取引単位営業利益法）等の移転価格算定方法により取引価格を設定する場合には、決算期後に確定する売上高営業利益率の実績値が、独立企業間の指標と乖離することがあります。このような事態に対して、事例 26 の前提条件 2 において、期中の取引価格を決算期末で改定する旨を覚書により事前に取り決めているケースを例示して、その取引価格の修正を「合理的な理由に基づく取引価格の修正」と認めています。したがって、比較対象取引がない場合や、TNMM を適用する場合において事前取決めのない場合には、「合理的な理由に基づく取引価格の修正」とはされないことが考えられます。

一般的に、価格調整金取引に関する比較対象取引情報を入手できるケースは、内部比較対象取引が有る場合（関連者と同時に非関連者に対しても価格調整金取引を行っている場合）を除き極めて稀です。F 社が、どのような移転価格算定方法を適用していたかは明らかではありませんが、上記②のケースにあてはまったため、覚書等による事前取決めの無いとして、すなわち「合理的な理由に基づく取引価格の修正」には該当しないとして、寄附金課税を受けたのではないかと考えられます。

¹ 3月31日付の同社のIRリリースに、「本日の一部報道に対するお知らせ」として、課税処分の概要が公表されています



Grant Thornton

An instinct for growth™

お見逃しなく！

本文において述べたように、TNMM など、営業利益率を移転価格算定に用いる場合には、期末まで営業利益を把握できず、やむを得ず期末に多額の価格調整金の授受を行うことがあります。

価格調整金取引の実施は期中取引に移転価格上の問題が生じていたことを納税者が主張していることに他なりません。

- 文書化は必須ですが、契約書により外形を整えても、調査官の興味を引く取引である事に変わりありません。
- 切出し損益計算書²を作成することで、調整原因を明確化し課税リスクの切り分けを図る事ができます。
- 移転価格算定方法として TNMM を採用する場合、四半期に一度の利益水準の検証が最低でも必要です。
- 価格調整金を受け取らなければならないケースでは相手国サイドに課税リスクが生じます。
- 課税リスクを究極的にコントロールするには 2 国間事前確認 (BAPA) の取得を検討する必要があります。

² 法文上は国外関連取引に係る損益の明細を記載した書類（措置法施行規則22条の10第1項第1号へ）と規定されています。